

—

ではないんですけども、そのような関係があつて「うんうんこじれて」って、まあそこだけではなく

とつても脅威だと感じます。

かる。それを直訳したらどうなるかといつたら明日こちやるようこ聞こえるつけですよ。これが、

トン・チャーチルも第二次世界大戦の危機をその当時氣付いていました。ヨーロッパ

いんでしょけれども、こじれていつ今のような状況のきつかけになつたかもしれないということもありますので、ちょっとと関税の考え方と、七〇%に高めるという、すごい早急だと思うんですけれども、ちょっと質問にお答えいただければなと。

實行結果がどうなったか語りながらして、我が国の経済政策について述べて世界各国から共感を獲得いたしました。その際、残念なことに通訳の誤訳がありまして、日中関係を百年前の第一次世界大戦の英独関係に見立てて、良好な経済関係があつても戦争は起ころうとして、日中間の戦争の危険に言及したといった文脈で残念ながら世界各地に報道

日本はもやる。どういふ聞こえをねじていい。これが
日米織維交渉がもめた一番の理由はこれです。だ
から、誤訳というものは物すゞいろいろ、大事な
んで、通訳というのはよほどきつちり選ばないと
えらい騒ぎになるというのももう過去に歴史が
いっぱいある話なんで、これ日米に限らずいろいろ
あるんだと思います。

当時多忙で忙いだ一人がと思ひます。ヨーロッパの各国の和平主義、ここでは事なき主義というふうに表現してもいいと思うんですけれども、この歐州の和平主義がドイツの再軍備を許して、許すどころでなく、當時、国際管理下に置かれていた旧ドイツ領であつたライン蘭トにドイツ軍の進駐を許してしまつたと。これをきっかけに、あの

○政府参考人(五嶋賢二君) お答え申し上げます。

されてしまいました。今年は第一次世界大戦から百年を迎えます。世界各国、特にその舞台となつてヨーロッパは二つの異様な非戦の攻防でござる。

それから、ロシアの話ですけれども、これはクリミアを併合するというのは地理的な状況といつまでもござりません、黒海沿岸の交易

ナチスは数々の国の領土を併合していくつて国力を蓄えて、満を持して一九三九年九月にボーランドを攻撃する。第二次世界大戦が台頭する。

少々御指摘の十のとくに日本は、もとより主要貿易国との貿易額が我が國の貿易総額に占める割合、これを踏まえまして、また二国間関係などを総合的に勘案いたしまして、二〇一八年までに七〇%を達成するとの目標を立てたものでござりますが、日本の経済の再生のために自由貿易の推進、我が国の対外通商政策の柱と考えておりますが、して、諸外国の活力、成長を取り込む必要のためには、進めていくところでございます。

○熊谷大君 何か歴史に物が挾まつたような感じなんですねけれども、経済再生ということです。

九三 ローナはこの翻訳が非常に毎回は反対した
ということは非常にうなずけるところあります。
こうした言質が流れる中で、シリアをめぐる国際間の、特にアメリカとロシアの関係、統じてクリミアにおけるロシア、とりわけブータン大統領がアメリカ国民に向けて公然とアメリカの独立と何が違うのかというふうに国民に問い合わせるといふか、非難とも受け止められる演説をしました。世界的に新しい冷戦というような感じで喧伝されていますが、もう冷戦というよりは本当に一触即発の大國間のせめぎ合いが始まっているのではないかなど。大国ロシアの元首が、一方の大國であるアメリカの国民に対してあのような言動を取るにこうことは、本当に世界的大きな出来事だと思います。

○熊谷大君 その言葉を聞いて本当に改めて安心
いろいろあるとは思いますけれども、しかしウ
クライナの統一性とか、それから主権とか領土と
かいうことを考へた場合は、これはウクライナと
いう国家の主権を侵害するというは明らかな事
実でして、これは明確ないわゆる国際法上の違反
ということははつきりしているんだと思います。
したがつて、日本としては、このようなロシア
のような力を背景としたような現状変更の試みと
いうのには、これには断じてくみすることはでき
ないというのが日本の対応なんだと理解いたして
おります。

こうした過去の事例を見ても、領土の拡張に野心を持つてゐる国に対して周囲が平和主義で対応すると結果がどうなるかということは歴史が証明しているところだと思います。その当時、対独宥和政策を採用したイギリスのチエンバレンなんかもその代表だというふうに思います。今まさにそれと同じような状況が生まれようとしているし、実際に大きな時代の変動がもしかしてもう始まつてしまつてゐるのかもしれません。

我が國は第二次世界大戦の反省から平和主義を採用して、地道に自由、民主主義、法の支配並びに今言ふと云々三義を確立してしまつた。そ

本当にアーバンリガーニング再生を我が国にしていかなければいけないということは本当に論を待たないことなんですねけれども、そのグローバルな

ということは、本当に世界的にも非常事態であるという認識をしてもいいと思うのですが、麻生大臣は副総理でもありますので、ちょっとと見解をい

といひたしました。
というのは、第一次世界大戦は、私が言うのも
本当におこがましいんですけども、世界が経験

ては今言った平和主義を確立していくました。安倍内閣の方針としても積極的平和主義というのを採用しています。ここでアジア、ユーラシア大陸

経済活動を通して、周囲の富を我が国の国益につなげていくということ、それはまさしく平和とい

ただければと思ひます。
○國務大臣(麻生太郎君) これは外務省所管の話

した初めての大戦争で、ヨーロッパ全土が荒れ果てました。二十七か国が干戈を交えて、戦死者は

の平和を保つために、先日、安倍総理も核七キュ
リティ・サミットで訪れて、G7、そこで緊急首

うことが土台又は前提になければいけないことでございます。

だと思いますが。

およそ一千万人、一般庶民の死傷者はこれも一千万人規模の大戦争でした。御存じのとおり、勝者よき戦争とも言つて、勝つと敗る負けと敗る敗当

脳会議を行いましてハーダ宣言を探査しましたが、対話の道はオープンにしつつ、るべき措置

島をめぐる情勢について触れていただきたいと思いますが、ここ数か月で本当に国際政治が大きく変わろうとしていますし、もう既に変わってしまったのかもしれないと思うときもあります。ロシアのクリミア編入という事態が起きましたので、安倍総理からも予算委員会の際、力による現状変更は断固として認めないと政府見解として述べられましたが、このロシアの動き方は大変我が国に

われは専名先生、昔からある話でしてね、伊藤栄作・ニクソン会談、あなたが生まれる前かもしかぬけれども、これのときに纖維交渉をやって、纖維のことについて日本は前向きに検討をしますと。これ、日本人が聞いたら、これはやらないつて意味だなと分かりますよね。役人が前向きに検討をしますと言うのはやらないということですか、大体基本的には、やるようなふりしてやらなければ、これ、しょっちゅう食らつていいからよく分

なき戦争とも言われ、勝てた側も負けた側も当然の痛手を被りました。この悲惨な戦争の結果、各国で平和主義が台頭していくます。象徴的なのは、日本の平和憲法にもつながる一九一八年の不戦条約のケロツグ・ブリアン協定のパリ協定ですが、誰もがもちろん戦争はしたくない、しかし、逆にその平和主義が第二次世界大戦の遠因になつたと指摘する学者先生もいらっしゃいます。イギリスのウインス

○國務大臣(麻生太郎君) これまた外務大臣か總理大臣への質問だと存じますが。
あれはバランスイズム、いわゆる平和主義が蔓延していた頃に、いわゆるナチス・ドイツとの交渉をチエンバレンがやつて、結果的にあのときは戦争は避けることに成功したと彼はイギリスの下院はしてかりとどちらにれはいいたいといふには考えておりますが、麻生大臣はいかがお考えでしようか。

で説明をして、イギリス下院で全員立ちで拍手をするんですけれども、立たなかつた人が二人。一人がチャーチル、一人がイーデンです。この二人が立たなかつた。そして、その後、チエコのズーテンラントの割譲を求めて、チエコへ入つていつたときにはドイツ人の保護というのが名目だつたと記憶しますけれども、そういうふたつ形になつて、結果として、後のチャーチルの回顧録を読むと、あのとき、イギリス人が一日たつた一杯の紅茶を節約しそれを軍備に回してくれたりすれば、今日これだけの惨劇は招かなかつたと回顧録で述べているとおりの形になつたんだですが、やっぱり、戦うという決意、覚悟が結果として戦争を回避するというのは、これは歴史の証明しているところだと思つておりますので、やっぱりいろんな形で今その歴史をどの程度学ぶか学ばないかと。これはヨーロッパにとつてももちろん自分で宣言したんですから、それ以降は各地で、あちらこちらで戦争が起きていてもアメリカは介入してこない。もう中東に限らずいろいろなことになつてきておりますので、そういうふたつ意味では、これは戦後のレジームでいきましたら非常に大きな変革の端緒がここに表れていることは確かで、その意識を持つておかないと思つております。

○熊谷大君 ありがとうございます。本当に今、激動の時代に入りつつあるときだと思つております。

続いて、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、それに絡ませてちょっとお話をさせて、また質疑をさせていた

このようないましめ緊迫した国際情勢の中、国際開発協会への加盟に伴う法律案の一部改正が出てきましたが、この役割は、言うまでもなく、開発途上國

であります。世界は混迷を極めていく中で、積極的平和主義にのつとり国際的な地位を高めることと、我が国の平和に対する考え方や理念を積極的に対外発信していく必要があります。どうしても対外発信というと、広報や紙媒体とかネットとかテレビといつたものが先行的に考えられやすいと思いますが、やはり日本人が国際機関でもつて大いに働いてもらうということですが、最も我が國又は世界平和に近道なんではないかと思います。働く先で日本人の働くそれこそ姿を、各国の人間と同僚として一緒に過ごす時間が多くなれば、あらゆる面で日本の理解につながると思います。

しかし、出資の割合に対して、いろいろ指摘されているところだと思いますが、日本人の職員数が極めて少ないので非常に残念であります。出資金はアメリカに次いで二番目に多いにもかかわらず、世銀グループ内の日本人職員数は、全職員五千四十三人中、百十二人しかおらない。これに対して、出資額が最も多いアメリカは一千二百五人であります。我が國も職員数を一桁多くしてもいいのではないかと思われますが、さはさりながら、急に五百人に、又は千人にしてみろと言われて、も常識的に無理でございますので、職員数を増やしていくということを念頭に置きながら、この出資金に対して何人くらいが妥当なのか、又は、増やすといつてもそれ相当の高い能力が求められると思いますので、どのようにリクルートされるのか、自然増を待つてはいるだけなのか、そういった点を教えていただければと思ひます。

○政府参考人(山崎達雄君) 先生御指摘のとおり、世界銀行グループの日本人職員比率は現在二・二%でございまして、出資比率に比べてまだ相当低い状況にござります。

日本として、世界銀行における日本人職員数をどの程度まで増やすかという具体的な目標を設けることはなかなか困難でございますけれども、例えば、日本は英語というのが一つのハンディキャップになつておりますけれども、日本と同じく英語圏でない、例えばドイツであるとかイタリアの職員比率は、三%台というふうになつてござります。

それから、世銀から求められる人材といてしまつては、修士課程や博士課程を修了した高い専門知識を有するそれぞれの分野でのスペシャリストであり、またその開発の現場での経験が豊富な人材でございまして、なかなか日本の官庁あるいは民間の企業のキャリアアップシステムとは合わない部分もございますけれども、そういうふたつの人材を確保していくことが必要かと考えてございます。

○熊谷大君 ありがとうございます。

その職員数というちよつと切り口で、今度は税関の水際対策についてお尋ねしたいと思います。参議院の財政金融委員会でも東京税関などに視察に参りました。私、残念ながら時間がなくてちょっとと一緒に行けなかつたんですけども、資料など、報告書などを参考に水際対策について質問させていただきたいと思います。

昨日、訪日外国人が一千万人を超えました。政

府は、成長戦略として、二〇三〇年までに訪日外国人の数を三千万人に拡大させるというふうにしています。大変野心的な数字ですし、応援したいと思います。

また、私も最近海外に出されることが多いんですけれども、先日オーストラリアに行つたとき、州議会を視察していたら、突然、州議会議員の方に日本人ですかと言われて、はい、と言つたら、うちの息子がナルト好きなんだけどという話をして、僕はナルトつて全然分からなくて、ラーメンの上に乗つかつてゐるなるとかなどと思つたら漫画の「NARUTO」をして、何でそんなことを知っているんだという話をしたら、小学校四年生か五年生の息子が「NARUTO」が好きで、日本に行つたら「NARUTO」のグッズが売つてゐるところを紹介してくれつて突然、本当に会つてすぐに言われたり、あと、本当にシンガポールに行つてもラーメン屋さんがたくさん多いし、日

本食屋さんも非常にブームになつていて。フィリピンに行くと豚骨ラーメンが物すごくはやつていて、若手政治家と豚骨ラーメンの話で花を咲かせると、愛知治郎先生も麺がお好きなので、非常に話題も盛り上がると思うんですけれども。そうした場面でますます日本人気が広がつてくると、ビザの緩和とかそういうことで、ますます日本に来たいと思う方、また来てくれる外国人の方が多くなると思います。さらに、二〇二〇年には東京オリンピック・パラリンピックも控えておりますので。

しかし一方で、残念な、そして心配な数値も出てきています。不正薬物の密輸入等です。不正薬物の密輸入の取締り状況を見ると、二〇一三年には摘発件数が前年と比較して二四%増の三百八十二件、押収量は一千七キログラム、この量は前年比の六・一%増です。不正薬物の押収量は九年ぶりに一トンを上回る状況でございました。

不正薬物やテロ、感染症などはグローバル化する社会の負の側面だと思います。それをどうやって水際で止めていくのか、その体制をいかに強化していくのかの取組と、税関で食い止めにはどうしても職員数を増やしていくしかないと思います。しかし、ここ近年、附帯決議などでも税関の定員の確保が記されていてもかかわらず、過去三年は減少しています。自動ゲートの試みや訪日者数の増加に対応した試みはよく理解しているつもりですけれども、財政が厳しい中、改革の流れの中、いろいろ反論する方々もいらっしゃると思いますが、こうした水際でいろいろな不正を食い止めるにはやはり人を増やしていくというのが、一見古典的にも見えますが、とても重要なことだと思いますが、政府の取組を教えてください。

○国務大臣(麻生太郎君) これはおっしゃるとおりで、更に観光客の数は増えていると思っております。今まで八百万ぐらいだったものがいきなり千萬になつて、えらいことになつてますけれども、日本は一億二千七百万の人口で約一千万。フランス、人口からいつたら人口分ぐらい入つてい

るんじやないですかね、五千万人ぐらいフランスは年間の観光客があるということですので、それだけ日本だって一億人来たつておかしくないという計算になりますので。そういう意味ではますます増える可能性は十分にあると私どもは思っておりますし、それは観光客が落とすいわゆる金というのは大きなものになり得るので、それはいろんな意味で、国の税金の話にしても何にしても、非常に大きなものになると思っております。

傍ら、負の遺産として覚醒剤等々ありますけれども、これは間違いなく、密輸されて分かっているもののじやなくて分かつたものだけが去年覚醒剤等で一トンを超えておりますので、このほとんどがいわゆる水際と言われるものですから、これには正確には昔は水際だったんでしょうけれども、今は空港際が正しいんだと思いますが、空港でいわゆる見付けられるという量の方が圧倒的に多くなってきておりますので、その分でいきますと、やつぱり空港の税関というものの人数というのはこれは必然的に増やさざるを得ないなど、私どもはそう思っているんですけれども、少なくとも航空機による旅客は去年二百キログラムだったものが三百キロに一挙に五割増えておりますので、そういう意味では、これは検査をやりますのに当たって、覚醒剤を見発見する人がいたり、それから検査機器というものがすごく進歩しておりますので、いろんな意味でなかなか隠せるというのを難しくなってきていることは確かですけれども。

同時に、これは絶対量は不足していると思いますので、税関の数というのは確かに少しづつ、十人とか二十人とかいう形で減ってきておるんですが、他省庁のあれに比べればまだ減らす率は、財務省の中でもいろいろ努力をして税関職員というのに対してはかなりいろいろ配慮をいたしましたが、今後ともこの税関職員の人数の問題につきましては非常に大事な問題だと、私どももそう思つております。

○熊谷大君 以上です。ありがとうございます。

○大塚耕平君 民主党・新緑風会の大塚耕平でございます。三十分、時間をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

今もせんたつての総理の英独の過去の戦争を引

用したことについてのやり取りがあつて、興味深く聞かせていただきたいんですが、せんだつて

は予算委員会で、あれは有村さんですか、やはり通訳の問題だったということを一生懸命やつてお

られて、お立場上ああいう形で事後処理をしてお

られるのは理解ができるんですけど、ただ、せんだつて

もせんたつとお伺いしていく、いや、これは一言やつぱり申し上げた方がいいなと思いましたの

で、麻生財務大臣にお願いをしたいんですけども。

当然、国際会議の御経験も豊富で英語も堪能でいらっしゃるので、やはり誤解を与えないよう

日本語の選択と話題の選択をするということが、これがやつぱり一国の代表として、いわんや総理大臣として御発言になるときの当然の注意力です

よね、これは。だから、先ほど前向きにという表

現がなかなか英語にしにくいという、これは分か

ります。だから、まさしく通訳が訳すときに誤解

を与えないよう日本語でまず表現する、やつぱり

そういう注意力を働かせなきゃいけないんです

が、その表現の問題とどういう話題を選択して話

をするかという、これ全然別の問題なんですよ。

だから、英独の戦争を例に引き合いに出したとい

うこと自体が、まず一国の総理としてはちょっと

不用意だったかなと、率直にそう思います。

是非、これは安倍総理の発言の巧拙、うまい下

手というのは、これは我が国の国益にまさしく関わるわけですから、國益を一番重んじる御発言を

一生懸命しておられるわけなので、そうであれ

ば、通訳の責任にしないで、やはり御本人がどう

いう表現をするのかということ、どういう話題

を選ぶかということが、自分自身の責任なんだ

いうことを副総理から総理によく言つていたか

ない、この間の予算委員会のやり取りを受け

て、通訳の問題なんだなんたかをくくつていてと、また国全体に大変な影響を与える御発言をさせています。三十分、時間をいただきましたので、

がいい今話題を取り上げてくださいましたので、ちよつと冒頭、付言をさせていただきます。是非、麻生さん、よろしくお願ひします。

○大塚耕平君 まず、世界銀行グ

ループ全体への日本の出資でござりますけれども、日本が一九五二年に世界銀行に加盟して以来、この約六十年間で合計六百十一億ドルになります。

○政府参考人(山崎達雄君) さて、英独の場合は今までなかなか難しいところなんでしょうかとも、どういう例を引

くかという話を今言つておられるので、例を引くのに当たつて、英独の場合は今までなかなか難しい同じEJの中にも片一方はカレン・シー

には、為替には、入らないとか入るとか、いろいろ難しいところでもありますんで、英独を例に引

くと話が更に疑心暗鬼を生みかねぬという例を引かれたというところがちょっと問題かなという点を言つておられるんだと思いますんで、その点は私どももそう思ひますんで、私の方からその種の話をいたすことはもう全然全くあれなんで、た

だ、説得力があるかどうかと、おまえの方こそ例の引き方が問題なんぢやないかと言われると、私

もちよつとなかなか反論がしにくいところではありますけれども、いずれにいたしましても、

○大塚耕平君 是非よろしくお願ひいたします。

さて、今日の本題に入らせていただきますけれ

ども、私もずっと財政金融委員会に所属させて

ただいて、毎年この時期になるとこの関税率法の法案が上がってくると、だんだん感覚が年中行

事だなという感じで麻痺してしまふんですね

けれども、今、熊谷さんが国際社会の枠組みがこれ

はもう変わり始めているのかもしれないという文脈でお話ししていただいたんですけど、だからこ

そ、ちょっと改めてお伺いをしたんですけど、

そのIDAの策策の中、例えば日本が重点とす

るインドやミャンマー等への融資に対する重点を置くこととか、あるいは保健政策あるいは防災等

について重点を置くといったようなことをこの議論の中で盛り込むよう働きかけたところでござい

て、その全体像を一体誰が企画立案、それをどうかということについて、全体的な御説明をしていただければと思います。

○政府参考人(山崎達雄君) まず、世界銀行グ

ループ全体への日本の出資でござりますけれども、日本が一九五二年に世界銀行に加盟して以来、この約六十年間で合計六百十一億ドルになります。

○大塚耕平君 ドルですか。

○政府参考人(山崎達雄君) 六百十一億ドルで

それから、このIDAを含む世銀グループに対

する出資、そしてまた、その世界銀行グループに

対する日本の政策をどういうふうに反映させていくかという戦略についてでございますけれども、これにつきましては、主管が財務省でございますけれども、外務省を始めとする各省とも調整しつつ、開発協力における日本の方針をこういったIDA増資等に反映させるべく戦略を立てております。

また、実際、増資会合におきましては日本の立場を主張し、日本としての貢献の在り方について検討を進めてまいりました。また、このプロセスにおいて、例えは麻生大臣とキム世銀総裁は度々意見交換を行いましたし、また、キム総裁には、

昨年六月に参議院のODA特別委員会に来ていましたが、IDAについての説明、質疑、議論等をしていただきましたし、また、増資交渉が大詰めを迎えた昨年十二月には安倍総理とも意見交換を行つていただきました。

こういった議論を踏まえまして今回の日本としての対応を決めたところでございますし、実際、そのIDAの策策の中、例えば日本が重点とするインドやミャンマー等への融資に対する重点を置くこととか、あるいは保健政策あるいは防災等

について重点を置くといったようなことをこの議論の中で盛り込むよう働きかけたところでござい

ます。

○大塚耕平君 今、一九五二年以来六百十一億ドルという数字を御披露いたしましたけれども、これ、大体六兆円くらいということですが、一九五〇年代とか六〇年代の当時の金額の割引現在価値みたいなものを考へると、恐らく現在価値で引き直すと、ひょっとすると本当に数十兆円という規模になるんですね。

これを投下しつつ、我が国が、もちろん、パブリックな目的のために世銀グループ全体のその活動に資するように使ってもらうという、もちろんそういう崇高な目標も持ちつつ、しかし、何十兆円という資金を使う以上は、これは日本として何を目指すのかとも片方で常に意識しないといけないと思うんです。また、そういう時期に来ているというのが熊谷さんの質問、問題意識とも僕もつながるんですけどもね。

今、山崎さんが総理にも今年の方針をいろいろ御説明になつたということなんですが、恐らく、そういう国際社会の構造が大きく変わりつつある中で、我が国がアメリカ主導の国際機関にどういうふうに関与して、そのことによってどういう我が国としてのナショナルインタレストに貢献されるかという文脈では多分総理に説明されていないと思うんですよ。二年に一回、三年に一回の一定の説明をされるだけで、総理もお忙しいでしようから、うんうん、そうかそうかと、そうだなど、これは出資しないわけにはいかぬなど、はい、どうぞという、多分それだけで終わっていると思うんですよ。

やはり、そろそろ本当に、この国際機関に対する出資というのを年中行事的感覚で行うこと改めて、きつちり国家としての戦略を持つていくべきだなというふうに思いますので、今日ここで何か答えを出すような話ではありませんので、山崎さんにおかれては是非そういう問題意識を共有し

ていただければというふうに思います。

その上で、今度は関税の方の話に移らさせていただきますけれども、これもIDAの法案と一緒にずっと聞いていると、毎年聞いているとだんだん感覚が麻痺しちゃつていて、改めて、今回、この簡易税率の適用対象額を拡大することに伴って、納税課税事務の効率化及びセキュリティー対策の強化がどのように図られるという前回に立つてこれを提案しておられるのかということをお聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(宮内豊君) 近年、輸入が急増しております国際郵便物ですとか、あるいはS.P.貨物と呼ばれる小口急送貨物の輸入件数は二十万円以下のものが九割超を占めてございます。簡易税率の適用対象額を現行の十万円以下から二十万円以下に拡大していただいた場合には、国際郵便物で年間七万件、小口急送貨物は年間五十万件が新たに簡易税率の適用対象となり、納税事務の簡素化あるいは課税の効率化につながります。

例えば、簡易税率を適用いたしました場合、国際郵便物に係るサンプル調査によりますれば、税関での処理時間は一件当たり約十分程度の短縮が見込まれます。したがいまして、新たに簡易税率の適用対象となる年間七万件の国際郵便物の課税事務につきましてその分効率化されることになります。

効率化につきましては、以上でございます。

○大塚耕平君 そうすると、そこに掛かるマンパワーが軽減されるのでほかのことに充てられるといふ発想ですけれども、今回この法案が通つたら、どの部門からどの部門にどのくらいの人事異動とかを考えておられるんですか。

○政府参考人(宮内豊君) 人事の配置につきましては、法案と直接ということではございませんけれども、適正な配置を考えございます。

また、このような今回図ります業務の効率化によりまして、税関における更なるセキュリティー対策の強化がいずれにせよ図り得るものと考えております。具体的には、従来にも増しまして積極

的な開披の検査といったものを実施すること、あるいはエックス線検査装置ですか麻薬探知犬などの検査機器を活用した深度ある検査を実施することが考えられるところでございます。

○大塚耕平君 多分、その文脈的には、そういう十万円から二十万円に対象を拡大することで物すごい件数が事務の効率化に資するので、その部分に掛かっていたマンパワーは多分セキュリティーとか何かの方に回すということをおつしやりたいわけですよね。それはセキュリティーというのは、つまり、もうちょっと皆さんに、あるいは私も分かるようにお話ししていただきたいんですけど、どういうことは今まで以上にきめ細かくやろうとしているということなんですか、その浮かせたマンパワーで。そのところをちょっと聞かせてほいんですけれども。

○政府参考人(宮内豊君) 先ほど来お話出ておりますけれども、不正薬物の押収量、九年ぶりに一トンを上回るような状況にあります。また、知的財産侵害物品の差止め状況、二万八千件に昨年は達しまして過去最高となつております。こういったものへの対策を講じていかなければならないということをございます。

具体的には、幾つかのことがあるんですけども、実際に検査等を拡充していくことが考えられます。検査機器などを用いまして拡充していくことがあります。もう一つは、情報系統の話でございます。今日は国際郵便の話が対象でございますけれども、例えば国際的な動きなどをしてしましては、せんだつても国会で御承認いただきました万国郵便条約の改正案というものが本年一月から発効しているところでございます。国際郵便物についての情報なども、税関におきましてはリスク判定にとって非常に重要な、セキュリティー対策にとつて重要になります。こうしたことにつきましても関係省庁と連携して取り組んでいかなきやならないというふうに思つております。郵便に限らず、情報部門も拡充していくといふことも極めて重要なことだと思っております。

○大塚耕平君 もう少し具体的に教えてほしいん

ですけれども、つまり、これまで課税事務、実務に関わつての方々を麻薬とか知的財産の侵害物のチエックの事務に当たらせるといつても、それは全くその専門性とかトレーニングなくできることなんですか。つまり、今までそちらの部門にいた人をばさつと移すだけができることなのかなどうなのかということなんですが。つまり、セキュリティー関係のところに人を充てると、もちろんそれが理解された上で今御答弁されておられますか。もうちょっと分かりやすく御説明いただきたく思いますけれども。

○政府参考人(宮内豊君) いろんなニーズが常に、水際でございますから、国の最先端というところでございます。相手側、相手側というのは密輸、例えばの話でございますけれども、密輸サイドも常に工夫を凝らしてくるということがあります。これには常に、先方の変化に対してはこちらも変化で対応しなければいけないということがあります。税関職員の研修というのは、常に新しいことに對応していかなきやいけないということがあります。的確に研修をして新しいことに對応していくかなきやいけないという面がございます。もう少し具体的に申しますと、例えば覚醒剤の密輸にいたしましても、去年なども仕出し先の国が時期によつて常に変わつてくるというようなことがございました。一月から三月は全世界から同じようなペースで同じような割合で密輸がなされている。四月から六月はメキシコとか中南米が中心でございまして、七月一九月になりますとアジア、なんかんずくインド辺りからの薬物の密輸が非常に多かつた。それが秋以降になりますと止まつて、今度は中国を中心になる。そういうふうに、それは恐らく相手側の組織も考へているというようなこともあります。

化します。そういう変化に的確に対応しなければいけない。その情報は職員にはしっかりと把握させて、そして対応させていく。これが税関の現場で起っているということです。

引き続きこうしたことには的確に対応していきたい、こう思っています。

○大塚耕平君 この問題はこれ以上は聞きませんけれども、何を申し上げたいかというと、十万円から二十万円と、これ倍ですよ。件数でいつたら、麻薬が先ほどですと七万件、知的財産侵害権のが五十万件とおっしゃつていませんでしたつけ、まあいいです。件数はいいですが、すごい件数が、つまり事務負担が軽減されるわけですよね、まず課税事務が、負担が軽減するわけですか。

これだけ実は結構大きな提案をされているので、そこで浮いたマンパワーをどういう部門に充てて、何をするためにこれをさせてくださいといふところまでやつぱりセットで御説明いただくと我々もよりすんなり通しやすくなりますし、職員の方々もそういう問題意識も持つようになりますよね。

しかし、そのセキュリティー対応の事務をやるというのが果たして本当に右から左に人を動かしてただけでできる仕事なのかどうなのかというのは我々分かりませんので、是非、来年以降も変化は続くと思いますので、このことをすることによって税関の実務の現場で人事も含めてどういう変化が起き、それがどういう効果をもたらすのかというところまでセットで御説明いただけるような御提案をしていただけだとより有り難いなとうふうに思いますので、これはお願ひをしておきます。

その上で、財務省から報告されている様々な資料を見ると、覚醒剤の密輸の仕出し地、つまり日本に送り込む元々の仕出し地としてメキシコの割合が急速に高まっているんですが、これの理由について聞かせていただけますでしょうか。

○政府参考人(宮内豊君) メキシコを仕出し地と

する覚醒剤の押収量は年々増加傾向にございまして、平成二十五年に税関が押収したメキシコを仕出し地とする覚醒剤は約五百六十キロ、全体の約六〇%を占めています。国連の薬物犯罪事務所というところがあるんですが、その資料によりますと、メキシコにおきましては二〇一一年に世界最大、約三十一トンの覚醒剤が押収されておりました。また、百五十九か所の覚醒剤の密造所が摘発されており、密造所も増加傾向にあるというこどとございます。

メキシコにおける覚醒剤の密造には国際犯罪組織が、カルテルと呼ばれるものなんですねけれども、関与しているとされておりまして、この組織が市場の拡大を図る中で我が国への覚醒剤の密輸を企てていることが推測されます。税関としては、今後とも警察等の関係機関との連携を強化しつつ、厳正な水際取締りに努めてまいる所存でございます。

○大塚耕平君 税関でもちろんチェックをするということだけじゃなくて、もうこれだけ顕著にメキシコの割合が高まっているのはここ一、二年の話ですから、メキシコ政府に対してはどういう対応をしておられるのでしょうか。もしか、分か

る範囲でお答えいただければと思いますが。○政府参考人(宮内豊君) メキシコの政府の方も当局による華物犯罪組織に対する取締りを強化しているようございまして、組織幹部を逮捕するなど一定の効果が上がっているというふうに考えております。

我が国税関といたしましては、覚醒剤取締りに

いることは、来年以降このメキシコの割合はぐつと下がるという成果が上がらないと、もちろん犯罪集団が相手方にある話なので日本の意思どおりにはなりませんけれども、やはり明確に成果を上げるということを意識してやつていただきないとまずいと思います。

同様に、知的財産侵害物品の中中国、中国から来るものの割合がもう物すごく高まっているわけですが、知的財産侵害物品の場合は割と普通の企業の方が、認識していく輸入する場合とちょっと違つて、覚醒剤はもちろん輸入しようとする人たちも犯罪集団として割と明確な集団だと思ふんですけど、知的財産侵害物品の場合には割と普通の企業の方が、認識していく輸入する場合と認識していないで輸入する場合があると思いますが、いずれにしても普通の事業をやつていらつしゃる方が多いような気もするんですね、もちろん犯罪集団もあると思いますけれども。

輸入先、つまり日本の発注元はこれ全部分かっているわけですから、当然そうですよね、輸入するわけですから、どこが輸入しているのかというのには分かっているわけですから、この輸入元の摘要というのは行つてあるんでしようか。

○政府参考人(宮城直樹君) 今御質問の知的財産の保護、大変重要でございます。

今我々も一生懸命取締りをしているところでございまして、昨年中でございますが、商標権の侵害事犯、これは二百四十一件、二百四十一件を検挙しております。このうち中国から日本に持ち込まれた件数、これは百二十八件ということで、半分強となつてござります。

さらに、もう少し細かく分析いたしますと、昨年中に偽ブランド品、これはたくさん押収してござります。そのうち仕出し地、輸出元が分かっている物品が九万七千五百八十三点ありました。このうち中国本上が仕出し地になっているもの、これが六万三千三百七十三点ということで、約六五%、これぐらいが中国から來っているということになります。

それでは、御質問の日本の発注元を取り締まつ

ているのかということでございます。

昨年中の主な事件といたしましては、昨年六月でございますが、警視庁におきまして東京税関と共同いたしまして、中国から輸入した偽ブランド品、これはアメリカの企業の財布とかバッグ、これが非常に多うございますが、これをインター

ネットのサイトで売りさばくと、こういった事件を検挙してござります。この事件におきましては、一法人、会社 자체、それから九人を商標法違反で検挙するということでございまして、この事件は、売りさばく前の品物、これ二千五百点を押収しているということでござります。

今後とも、権利者と連携いたしまして、あと国内外の取締り機関と連携いたしまして対策をしてまいりたいと、このように考えてござります。

○大塚耕平君 もう一回お伺いしますけれども、つまり知的財産侵害物品の輸入元はこれ全部明らかなわけですよ。そうすると、悪意があれば当然摘要しなきやいけないでなければ、悪意のないケースもありますので、全ての輸入元に對して何らかのアクションを起こしているという理解でいいですね。

○政府参考人(宮城直樹君) いわゆる犯罪が成立するものについてはアクションを起こせるということでござります。要するに、ある物品がございましたと、その物品は確かにどこかから輸入されたものかもしれないですねけれども、実はどこから輸入されたかが分からない場合があります。要するに、書類が残っていない、単に商標権を侵害する物品があるというだけの場合があります。

すると、何といいますか、その場合にはなかなか輸入されたかが分からない場合があります。要するに、書類が残っていない、單に商標権を侵害する物品があるというだけの場合があります。そうすれば、いわゆる本人たちがしゃべってくれなければ摘要できないということになります。

いずれにしても、そういうものを発見した場合におきましては、関係機関のところに通報する、例えばこの相手である権利者に通報するという形の作業を行つてございます。

○政府参考人(宮内豊君) 知的財産侵害物品につきましては、関税法上も輸入してはならない貨物と

されておりまして、税関においては厳正な水際取締りを実施しているところでございます。

警察等と共同で輸入者等に対する調査も行っておりまして、その輸入者が知的財産侵害物品を輸入したと認められるときは関税法違反として処分しているということがござります。平成二十五年におきましては五十九件、関税法違反として処分を行つております。このうち中国來のものは四十六件ございます。

刑事责任を問うとしたところまで至らない处分あるいは処分を行わなかつた場合につきまして、関税法に規定する認定手続を経て、知的財産も、侵害物品を没収、廃棄することで国内への流入を阻止していくところでござります。これ、差止め状況につきましては、平成二十五年で二万八千五百三十五件を差し止めているところでござります。

○大塚耕平君 申し上げたいことはつまり税関の現場の対応でいろんな傾向も分かっているわけなんですかけれども、不正な輸入をしたり、あるいは不正な輸出をする、覚醒剤も含めてですね、そういういつた当事者に対する対応をしつかりしないと、税関の現場にどんどん負荷が掛かるということになりますので、そこはちゃんとタイアップしてやっていただきたいということを申し上げつつ、大臣にお伺いしたいんですが、いずれにしても大変な件数の覚醒剤であるとか知的財産侵害物の輸入が行われるという中でどんどん人員をシフトさせて、簡易税率を適用範囲広げて人員をシフトさせてセキュリティー対策を高めるということなんですが、それでも税関職員のマンパワーの確保とか、あるいはそういうスキルを含めた資質の向上にはまだまだ努力と配慮が必要だと思うんです、この点についてどういう方針で臨んでいらっしゃるのか、お答えくださいと存じます。

○国務大臣(麻生太郎君) 平成二十五年で年間約一トンのいわゆる不正薬物、コカインもあればハーフロインもいろいろあるんですねけれども、こういつたのが九年ぶりに一トンを上回るというのは、こ

思つております。

そのほかにも、社会農業製品として拳銃とかその他のいろいろ、大麻含めましていろいろ水際取締りの強化を、取り締まるにしても、やっぱり今言わされましたように知的財産権の話とか、また輸入品の原産地の判定とか、そして今やたら機械化されてきておりますので、機械化って、ＩＴ化されてしまうと言うべきなんだと思いますが、そういういたものになつてきていますので、これを逮捕する側の方のその種の知的能力なり検査能力の質の向上を求められる。まぶして持つてくるつて、この間もどでかい鉱物資源の中にいきなり覚醒剤とか、歯磨きの中に全くまぶしていきなり覚醒剤とか、そいつたような話になつてくると、歯磨きなんて話になるんですけれども、そいつたような話、昔、歯磨きはダイヤモンドに決まつていたんですね

けれども 今は覺醒者まで歯磨きの中にまぶして持つてくるという話ですから、そういうった意味では研修の充実とかそういったものが非常に大切なので、そういうた質の向上をやると同時に、やっぱり、先ほどの御質問にあつたように、入つてこられる人の数の絶対量が千万が二千万とかいうことになつてくると、これはとてもじやないけれども対応する物理的な人的確保というのが、これは大事なことだと思いますので、この点はちょっと今後の方針として、他省庁に合わせてうちも減らしていくますなんというのは、そつちは減らせてもこつちはとても減らせるような状況にない部署もいっぱいあるということなんだと思います。これはちよつと真剣に、観光客の増大に伴つてこの部分はちよつと正直全然別の発想で対応しなきやならぬ部分かなと、私自身はそう思つております。

○大塚耕平君 終わります。

○西田実仁君 公明党的西田実仁でござります。

今日は、関税定率法等の一部改正法案の審議ということでおざいまして、今、最初に質問しようと思ったことは大塚委員がかなり質問されました

ので、そこはちょっと割愛をさせていただきまして、二つ目の質問から入らせていただきたいとい

うふうに思います。

四月からの消費税引上げに伴いまして、小規模な業者が多い輸入商社、この転嫁の問題に加えまして、消費税支払のための資金繰り懸念ということがあります。前回も質問させていただきました。

この小規模零細の輸入商社が消費税率の引上げに円滑に対応するために、消費税納税猶予制度、これを活用して、二ヶ月間延長していただきたいと思います。

これを活用して、そして資金繰りを何とか乗り切つていこうと、こうなことをしていくために財務省としての対応も求めてきたところでござります。据置担保として提供していくためのその担保を、これまで土地等は入っておりませんでしたけれども、これを認めていただくというお願いをしたところ、早速財務省にはもうやっていただけまして、四月からの対応をしていただく体制をつ

今日は、それに加えまして、多くの小規模事業者の方からもお話をいただいておりますのは、納税保証のための保証料についてでございます。

現状、小規模零細の輸入商社にとりまして、税関への担保として銀行や保険会社から納税保証を取る際に支払う保証料の負担が結構な額に上るという声を聞くことがあります。負担軽減の観点から、小規模事業者に対する直接的な保証制度、これをつくるはどうかということも、我が党では浜田昌良議員を中心訴えてまいりましたけれども、そうしたことを勉強していくうちに、商工中金では比較的有利で税関関連の債務保証の実績があるというふうに聞きました。

四月からの消費税引上げに円滑に対応するためには、こうした情報が小規模な輸入商社の多くの方々に共有されていくことが必要ではないかとうふうに思つておりまして、まず最初の質問でございますが、この商工中金によります税関関連の債務保証の実績等の概要ですねこれについて、是非、中小の輸入商社の方々にも分かるような形で丁寧に御説明いただければというふうに思いま

○政府参考人(横田俊之君) お答え申し上げま
す。

商工中金によります消費税納付猶予のための債務保証でございますけれども、最近五年間で四十八件の実績がございまして、過去五年間の平均保証料が〇・六四八%、平成二十五年一年間だけ取りますと、年間〇・五三九%ということになつております。

て、中小企業庁いたしましても積極的に広報に努めてまいりたいと思います。

○西田寅仁君 これは税関ですから、いろんな場所で商工中金も保証をしていると思いますけれども、地域別の、営業店別というんでしようか、あるいは業種別の件数等で保証の特色等がございましたらお知らせ、それも併せていただけますか。

○政府参考人(横田俊之君) お答え申し上げます。
申し訳ございません。あいにく手元に地域別、業種別の資料がございません。後ほど委員の方にお届けさせていただきたいと思います。
○西田実仁君 この商工中金による保証料、先ほどの御説明ですと〇・六四%ですか。私どもが聞いているよりもかなり低い率でこうした保証料が設定されているということでございますので、是非、四月からの消費税対応に活用をいただきたいと、また、その情報をより広く周知をいただければ、よう御努力を願いたいというふうに思います。
その上で、商工中金にとどまらず、全国の地方銀行とかあるいは信金等でもこうした税関関連の債務保証を実施されているとは思いますが、それとも、その実態はどのようになっているのか。また、小規模の事業者に広く知らしめるために、どのような工夫をされておられるのか、またされいくつもありなのか。これについてお聞きしたいと思います。

保証人の保証をいたしまして、銀行、一般の市中銀行の保証も認められております。

こうした保証の実態について網羅的に把握しているわけではございませんが、幾つか例を申し上げたいと思います。

ある地方銀行では、年間で、保証件数四十件、保証金額二十五億円といった実績があるようございます。これだと、平均すると六千万円ぐらいの保証になつてゐる。それから、別の地方銀行ですが、保証件数三十件、保証金額は一件当たり三百万から五百万程度、比較的小口の保証のサービスをやつてゐる銀行もあると、片や主要行、メガに聞いてみましたが、大体、年間一千五百件程度、保証金額一千三百億円の事例がございました。これになりますと、大体一億弱ぐらいの割と大きな案件をメガは対応しておるということだらうと思います。

保証料率につきましても、先ほど中小企業庁さ

んから御紹介ありました、これは当該企業の信

用リスクに応じて決められているものでございま

すが、武器とか拳銃はそこには記載はないわけで

あります。また、同法六十九条の十一にも、今度

は輸入してはならないものとして、他の法令の規

定により輸入ができるとされている輸入

は除くということで、様々な自衛隊が使う武器等

の輸入は、恐らくこの他のものでということでの

規定期で輸入をされているんだろうというふうに思

います。

すなわち、関税法では武器の輸出ということに

ついては特に触れているわけではありませんで、今

御案内のとおり、外為法で経産省が日々の輸出に

ついて許可を与えるという日本の仕組みになつて

いるわけでありますけれども、そうはいつても、

実際に武器を水際で輸出することを防ぐという税

関業務も、当然、何の関わりもないかというと、

そういうことではないわけでありまして、現に昭

和五十六年には通達が出ていて、武器に関して輸

出の厳格な審査をより強化するようについての通達

が出でていることも承知をしております。

改めて、これまでの武器輸出三原則の下での税

関における武器の取扱いについて、税関はどのよ

うな役割をしてきたのか、外為法がもちろん主で

あることはよく分かつた上で、改めて確認のため

にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(宮内豊君) 税関におきましては、

お話しのとおり、輸出貿易管理令の規制に基づき

まして、武器及びその部分品等の不正な輸出が行

われることがないよう水際取締りの実効性確保に

努めてきたところでございます。

具体的には、関係法令及び昭和五十六年の国会

決議を踏まえた通達に基づきまして、武器等に該

当する貨物として輸出申告されたものが経済産業

大臣の許可を受けているかどうかを確認する、ま

た、武器等に該当しないものとして輸出申告され

た貨物でありますと、武器等に該当するおそれ

があると認められる場合には検査を実施し、必要

に応じて経済産業省にも通報するということな

ど、適正な通関に努めているところでございま

す。

○西田実仁君 今後、武器輸出三原則ではなくて

防衛装備品の海外移転三原則ということが今議論

されているわけでござりますけれども、その新しい

原則の下で、当然これまで果たしてきた税関の

役割というのもまた新たな装いで臨むことにな

る部分もしかしたらあるのかもしれませんし、

ないのかもしれません。ただ、厳格な審査という

ことは、いずれにしても新たな原則で一番大事な

柱の一つになつてこようかと思いますので、今

後、税関の武器輸出の取扱いに関する税関業務の

課題等が新たに三原則の下で何かあり得るのかどう

うかということについて、最後、大臣にお聞きして、終わりたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) この防衛装備の海外へ

の移転に関する新たな原則の策定につきまして

は、基本的にこれまで積み重ねてきた例外化と

いうものの実例を整理をしなきやいかぬという点

と、それから、防衛装備の移転に関する手続とか

歯止めを今まで以上にきちんと、これ、ネガティ

ブリスト、ポジティブリストいろいろ出ますの

で、きちんと明確化する、三番目に、政府全体と

して、これは厳格な審査体制といわゆる管理体制

が、いざれにしても、新たな安全保障環境に適合する明確な原則というものを明確にして

いますので、現在与党とも御相談をしながら検討

させていただいているところです。

また、水際を守る役割を担う税関の方において

は、これは実効性の確保というものが一番の課題、

幾ら言つても実効性がなければ意味がありません

ので、新たな方針が策定された際にも、引き続き

これは関係法令に従いまして実効性のある水際の

取締りというのに努めてまいなければならぬ

と思っておりまして、これは輸出に関しても同様

であります。

○井上義行君 終わります。

みんなの党の井上義行でございま

す。前回に引き続き、経協インフラ戦略会議についてお伺いをしたいと思います。

前回、第一次安倍内閣でつくった海外経済協力会議というのが今は経協インフラ戦略会議に改組されて、様々な海外権益確保あるいは我が国の海外経済協力に関する重要な事項を議論していると

いうことを世耕副長官からお伺いをいたしました。やはり私も、こうした戦略というのは非常に大事になってくると、限られた予算あるいは融資、こうした貴重なお金をいかに有効に利用していくことを世耕副長官からお伺いをいたしました。これが我が国にとっても重要なだとうふうに思つております。

そこで、今日は、その前向きな議論の中でも、もうちょっとこの部分をやつた方がいいんじゃないかなと思います。

これが我が国にとっても重要なだとうふうに思つております。

そこで、今日は、その前向きな議論の中でも、もうちょっとこの部分をやつた方がいいんじゃないかなと思います。

これが我が国にとっても重要なだとうふうに思つております。

まず、この経協インフラ戦略会議の、大体とのことで議論をしているのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) 井上委員御指摘のとおり、アジアを中心とする新興国の成長のエネルギーをしっかりと取り込んで日本経済の活性化につなげていくというために、我が国の企業の海外展開を支援をして、最先端のインフラシステム輸出を後押しをしていく、これがまさに安倍政権の成長戦略の重要な柱の一つというふうになっています。こういう考え方の下、安倍総理が指示をされた下で、官房長官が議長となつてこのインフラ輸出、経済協力等を総合的に議論する経協インフラ戦略会議を立ち上げて、これまで九回やせさせていただいています。

特に、経協インフラ戦略会議の進め方ですけれども、例えば第一回はミヤンマーという形で国を決めて、国別、地域別に議題を深めて、こういうことを何回かやっています。あるいは、第五回でやつたように、日本式ODAをどういう形で普及させていけばいいか、それをうまく活用するにはどうすればいいかというよう分野横断的なテー

マをやつていつたり、それと関係閣僚間で率直に腹を割つて、あるいは外交情勢とかそういうことも踏まえながら議論を進めていつているというのが今の経協インフラ会議の現状であります。

権が交代をした場合に、どのような議論の中でいつ投資が始まつたとか、そういう検証といふのはやはり私は必要だ、というふうに思つてゐます。ですから、例えば、いろんな情報の中で日本が

分理解をしております。しかし、やはり検証といふのは国家として大事なことなので、検証ができる形を是非残していただきたいと思います。

そこで、どうしても出てくるのが、この経協イ

してもしつかり研究はしていきたいというふうに思っていますし、必要があれば経協インフラ戦略会議でも議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○井上義行君 確かに、本当にそういうような議論を通じて戦略的に行っていく、これはもう非常

取った決定というのは、こうした議論の中で、積み重ねの中で決定してそれが実現したということ

ンフラによつて企業進出がしやすくなる、ただ、その一方で、国内の企業がどんどんどんどん海外

○井上義行君 以上です。
○大門実紀史君 大門です。

に重要なだというふうに思っています。特に、こうしたインフラ整備をする場合には、やはり情報報が命だと私は思っているんですね。ああしたウクライナの問題や、あるいはいつどこで何が起こるか分からぬ。せっかく投資をした、あるいは融資をしたそのものが全部パーになる、そういうことも考えられるわけで、そういう意味からすると、今回NSCというものができたので、こうしたNSCの組織とやはりこの経協インフラの情報交換というか、そうした情報収集というか連携というのはどのような活用の仕方をしているんでしょうか。

へ出でてしまう、このギャップをどのように埋めていくか、これはもう非常にいろんな課題が出てくるわけですね。本当に、企業の体力を今は付けるからそういうようなインフラを造る。一方で資源を得たい。しかし、企業がどんどんどんどん地方から海外に出ていくってしまう、結果的には運用が減つてしまふ。

だったら、この経協インフラのこうした議論を、国内にもやはりどのような影響があるか、あるいは国内産業、例えば我々は、法人税の実効税率を同時に引き下げる、そのことによって企業が国内にとどまつてもらう、こういうような海外への出で方策について、どういふべきか、

閑税、IDA法案とも、全体として賛成でございます。既に議論もありましたので特に申し上げることもございませんので、この間取り上げてきましたタックスヘイブンについて、時間をいただいて質問したいと思います。

資料をお配りいたしておりますが、タックスヘイブン税制の概要の説明資料でございますけれども、要するに、税率の低い国に子会社をつくって、子会社、ペーパーカンパニーを設立した場合、そのペーパーカンパニーの所得を日本の親会社の所得と合算して課税するということでござります。

(内閣官房副長官(世耕弘成君)　また具体的にこ
ういう手法で、というのはありませんけれども、当
然、経済協力、インフラ輸出を進めていくに当
たって相手国のかントリーリスクというのも考へ
なければいけない、あるいはそこで働く日本人社
員の安全確保という観点もあります。そういう意
味で、その国が今国際的にどういう状況にあるの
かとか、あるいは国内の政治状況がどういうふう

後々にも総括も含めて伝えでいかなければいけない
いということで、インフラシステム輸出戦略とい
う形でまとめさせていただいております。実は、
冊子も作って、民間向けにも情報提供をして、あ
るいはホームページでもどういう議論があつたか
ということをしつかり記録に残していくて、そ
ういう形で必ずしつかり引継ぎができるよう考
えています。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) 井上委員御指摘
の如きは、確かにござりまする。しかし、そ
の経協インフラ会議の議論、そして国内の雇用問
題をどのようにやっていくかということを、タイ
アップした議論の会議というか、その場を是非
くついていただきたいと思いますが、いかがでしょ
うか。

資料の左端に特定外国子会社などとござりまするけれども、これは税率が、改正後ですと二〇%以下の国に設立された子会社全部を指します。こううところに会社をつくるということは、意図的にペーパーカンパニーではないかと疑われるわけですね。

ただし、この中から、資料の真ん中にありますけれども、適用除外ということで判定をいたしました。

になつてゐるのかという状況把握というのは非常に重要だというふうに思つておりますして、国別のときにその国の状況ということを外務省から報告をしてもらつたりという形で適宜議論をし、把握をしているところであります。

また特定秘密保護法は、これは施行はされていない状況でありますから、今これは使えないわけですねけれども、現時点ではやはり自由闇達な議論、特に総理外遊とどういうふうにリンクさせていくかとか、あるいは個別の企業の今現地でのビジネス状況とか、かなり機微にわたる話がありまして、現時点ではあって議事録は作らないで、ただし、その結果、アウトプットはしつかり戦略としてまとめたり、あるいはホームページ上で公開をして民間と共有をしていくというふうな取組

のとおり 海外インフラをやったけれども その結果として国内雇用が減つてしまつたということでは、これは全く本末転倒だというふうに思います。

しかし一方で、これはいろいろ現実の結果として、海外でいろいろ展開している企業の方が実は増えている。それだけいろんなビジネスを管理しなければいけないとか、ちょっと雇用の種類は変わるかもしれませんけれども、結果として国内雇用が増えているというような例も多數あります。

そこで、この会議は非常に非公開、私も非公開はそれはいいと思うんです。ただ、非公開の中でも、やはり総理が替わった場合とか、あるいは政

でやらせていただいております。
○井上義行君 確かに、企業名とかあるいは国名
が出ると、それに支障が出るということは私も十

報告をされているわけであります。
海外へのインフラシステムの輸出と国内での雇用の関係ということについては、これから政府と

持ち株割合一〇%未満の株式云々、債券の利子・譲渡、工業所有権、著作権等々、船舶・航空

機の貸付所得というふうな、今まで脱税に使われたようなものがあるわけですけれども、こういうものは合算するとなつてはいるわけでございます。

主税局に伺いますけれども、この資産性所得に当たるものにこういうものに限定した理由は何でしょうか。

○政府参考人(田中一穂君) タックスヘイブン税制における資産性所得、具体的には今先生にお読みいただいたようなものが対象になりますが、これは、いわゆるバッシングカムという表現で諸外国で言われているものでございますけれども、いわゆる資産運用的な所得については、子会社においてこれに関する取引を行うという積極的な経済的な合理性を見出し難い場合が多いということで、日本と比べて著しく税負担の低い国の中子会社への所得の付け替えに利用されるという判断をいたしまして、合算課税の対象にしているということでございます。

○大門実紀史君 これは、まだ二〇一〇年に導入されたばかりでございますけれども、国税庁に聞いた方がいいんですかね。この資産性所得に関する課税データというのは把握されているんでしょうか。

○政府参考人(藤田利彦君) お答え申し上げます。国税庁におきましては、資本金一億円以上の大規模法人につきまして、申告における特定外国子会社等の課税対象金額等は集計しておるところですが、御指摘の資産性所得の金額等については集計をしていないところでございます。

○大門実紀史君 これから重要な項目になりますので、きちつとした把握をお願いしたいと思います。当初から、この資産性所得についてはこの今範囲では狹過ぎるのではないかという意見がいろいろ出されております。例えば保険所得あるいは広い意味での知的財産からの収入とか貸付金の利子所得などは、租税回避に使われやすいものですから入れるべきだという意見が出されてきましたと

ころでございますし、アメリカなんかはタックスヘイブンの対策税制として保険所得も課税所得になつてはいるということもござります。

この点で、資料の三枚目に、この制度を導入した当初、経団連の税制対策を担当している阿部泰久さんが「税総通信」という専門誌の二〇一〇年二月号の対談の中で、かなり本音の話をされております。何をおっしゃっているかと、線を引いた部分ですけれども。

資産性所得について、この中身を随分詰めましたが、主税局は当初は非常にきついことを言っていましたが、議論をしているうちにどんどん基準を下げてくれて、ある意味で、こういうものだつたら課税されてもしようがないものしか残らなかつたのですが、その心は、小さく産んで大きく育てるというか、ともかく、タックスヘイブン税制の仕組みの中に、適用除外であろうがなかろうが資産性所得を合算する仕組みを入れないと、最初は小さくてもいいから、というところではないかと思うので、この先が怖いです。資産性所得の枠がだんだん広がっていくのではないかと思いますというふうに、本音の話をされておりますし、もつと怖くしてあげたらどうかと思うわけです。

○大門実紀史君 御指摘のありました外国子会社会合算課税、いわゆるタックスヘイブンという税制の件ですが、これはもう国際的な租税回避防止のためにいわゆる極めて重要な税制であつて、O E C D の中でも今 BE P E S と言われるもので、B E P E S って、例のあの税源浸食と利益移転という、日本語は難しいものですから略して B E P S と呼ばれておりますけれども、この国際的租税回避防止のための税制でこの強化策が検討されて課題に上がっております。この委員長が御存じのように日本人といふことになつておりますので、これは別に、選挙で選ばれていますので、公平に選ばれたんで、我々が押し込んだわけでも何でもない、選ばれてなつておりますので。

○政府参考人(田中一穂君) 決してそういうこと

ます。

○大門実紀史君 財務省は、とにかく消費税でも何でも小さく産んで大きく育てるということを考

えておられるようですが、やつぱり資産性所得は、ほかの国のタックスヘイブンと比べてもそう広いというふうに言えないと、思っていますので、最後に麻生大臣に伺いますけれども、やつぱりこの資産性所得の範囲の検討をすべきではないかと、拡大の方向で、せめてアメリカとかほかの国並みの基準にすべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

か

ます。

日本が世銀に加盟いたしましたのは一九五二年、日本が独立した年でございます。翌年から世銀からの借り入れを行い、東海道新幹線や初めての高速道路や電力機構をつくって、その後日本はオリンピックも無事に開催し、経済発展を遂げています。

この七五年から七八年にかけて、私自身、I M F に勤務いたしました。I M F と世銀は姉妹機関でございまして、連絡を取りながら仕事をしておりますが、そのときその借り入れをしようとしましたが、世銀側から、日本への貸付というのは極めて成功した事例であるので一たそうでございますが、世銀側から、日本への貸付というのは極めて成功した事例であるので一気に返済したいという申入れをしようとしても、どうでございますが、世銀側から、日本への貸付というのは極めて成功した事例であるので一気に返済しないで計画どおりで返済してほしいと言われたというような話を聞いております。一九九〇年に借り入れを全て返済しているというような状況でございます。

日本は、言わば世銀による支援の成功事例と言われるような国でございまして、日本から国際機関に対する支援といいましょうか、出資というものをやはり落とさずに、今大分ランクも、出資シェアも三位になつて落ちてきているというふうに数字が出ておりますので、やはり日本としては、国際機関では発言力も出資に応じて決まつてくるということでござりますので、なるべく落とさずにして維持していく必要があると思いますが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本が世銀からとか、海外から金を借りて返してうまくいった成功例、これは一九〇五年の日露戦争のときの戦時国債一千万ポンドに始まって、あれたしか、中山先生、返し終わつたのは、あれは六十年返済で金利七%とか六%付いていたはずですが、あれ、たしか返し終わつたのは、第二次世界大戦の間を除いたときだけジャンプをしてもらつて、ジャンプつて手形のあれをしてもらって、返し終わつたのは千九百八十年なんだと思いますね。

す。

まず、I D A の関係からお伺いいたします。日本が世銀に加盟いたしましたのは一九五二年、日本が独立した年でございます。翌年から世銀からの借り入れを行い、東海道新幹線や初めての高速道路や電力機構をつくって、その後日本はオリンピックも無事に開催し、経済発展を遂げています。

だから、日露戦争の借入金を返し終わつたのがいわゆる一九八〇年代ということですから、そういった意味では、その間きちと金利を払つておりますし、昭和三十九年のオリンピックのときの新幹線から何から、皆これも全部約定どおり。しかし、私の記憶ですけれども、世銀等々から金を借りた国で約定を一切たがえず返し切つた国といふのは日本以外にないということになつておりますので、ほかに一国もないと思います。ほかは大体踏み倒すか、値切るか、何かいろいろな過去に瑕疵があつたと、みんな。そう世銀の人が言つていましたので、すぐ私も記憶があるところなんですが。

本では製造していないものでございますが、暴力団の中に、これは私、二十数年前に成田税関支署長をしておりますときに、暴力団が団員一人一丁という目標を掲げて動き出しました。残念ながら、取り締まることがもうとても手に負えませんで、今拳銃が日本の中で相当数が入つていると、違法な拳銃が、と考えております。麻薬についても税関で必死で押さえていきますけれども、それでも入ってきてる。

このことを考えますと、水密で押さえるという

瑕疵があつたと、みんな。そう世銀の人が言つていましたので、すごく私も記憶があるところなんですが。

日本で社会悪物品を水際で押さえるということは、日本社会全体にとつて非常に効果のある仕事であると言えるかと思います。一旦、この社会悪物品が国内に入つてしまつた後で取り締まろうとしても、これは非常に難しい。やはり水際で押さえられるかどうかということが、社会全体としては水際で押さえることが極めて安上がりで、しかも有効な手段であるとはつきり言えると考えています。

本では製造していないものでございますが、暴力団の中に、これは私、二十数年前に成田税関支署長をしておりますときには、暴力団が団員一人一丁という目標を掲げて動き出しました。残念ながら、取り締まることがもうとても手に負えませんで、今拳銃が日本の中では相当数が入つていると、違法な拳銃が、と考えております。麻薬についても税関で必死で押さえていますけれども、それでも入ってきてるいる。

このことを考えますと、水際で押さえるということに税関職員を相当数増やして押さえても、全体としては、価値としては非常に安い価格で押さえることができると思っておりまして、税関職員を今後の先ほど大臣おっしゃいました観光の問題、それから他の新しい動きに備えるためにも相当の訓練も必要ですので、今年度は致し方ないかも知れませんが、来年度からはまさに別の考え方で対応していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃいましたとおり、この直近五年間、平成二十年からの五年間を見ましても、税関が関与したいわゆる覚醒剤のもの、約九割を超えておりまして、不正薬物、銃砲等々、いろいろ取締りの対象の税関の役割というものが非常に大きなものになっているのは、これはもう、中山先生、間違いない事実だと存じます。昨年一年間見ましても、税関による不正薬物全体の摘発は三百八十二件、押収量約千七キロ、一トンを超えておりますんですが、そのうち、特に不正薬物のうち、覚醒剤、これは日本の場合はコカインよりはヘロインの方が多いというほかの国と少し違う事情もあるんですけれども、八百六十キロになつております、十三年ぶりに八百キロを上回つております。

密輸の手口がだんだんだんだん大口化してきておりますので、そういった点も私どもとしては非常に気になるところなので、手口もなかなか込み入つたものになつてきて、この間、横浜税関で挙げたのは製粉機のローラーの内部に覚醒剤二百四

十キロとか、それから、鉄錫石の中に隠蔽された覚醒剤が百九十四キロとか、手口がだんだんだん、こう物すごく大きなものになってきておりますので、私どもとしては、これは向こう側も手口が荒くなつてきているんでしようけれども、こいつたものに対して、我々としてはこれに、先ほどの御質問で大塚先生からも御質問あつておりますので、私どもとしては、これは人間で、ある程度人海戦術を用いなければできないというところまで来つたあらうと思いますので、これ一回広がつちやうともうその後の手間の方がよほど金と時間と労力を要しますので、これ水際でやつた方がはるかに安く上がるじゃないかという御説はごもっともだと思いますので、この人間の配置等々につきましては、これはいわゆる役人の数の制限との関係もござりますので簡単な話じゃないんですけども、基本としてはこの税関は特に大事なところだと、我々もそう考えております。

○中山恭子君 大口のものを押さえるということも大事でございますが、アメリカで麻薬が蔓延したのは小口のものを外していたたということをございまして、やはり人、職員の数と、それからその技能、技術というものが大きな力になると思つております。

今日はもう一つ、ハブ空港について質問しようと思いましたが、時間が足りません。いずれお尋ねしたいと思います。

ありがとうございました。

○川田龍平君 結いの党的川田龍平です。私は、時間の制約から、国際開発協会、IDAへの加盟に伴う措置法改正案に絞つて伺います。IDAは、この世界銀行グループの中で低所得国に対して超長期で低利の融資や贈与、技術支援を行う機関であり、ミニニアム開発目標の達成、貧困の削減を後押しするものでなければなりません。この貧困の撲滅と繁栄の共有という世銀のビジョンを実現するためには、経済成長に直接的に成長の実現に不可欠な保健医療や教育、社会保障

などの強化が欠かせず、世銀が、途上国によるこれら分野における施策がしっかりとグランツ、つまり無償援助で支えられる必要があると考えています。

このIDAにおいて、無償援助方式である贈与、技術支援の割合は一七%，日本がIDAに対してどのような姿勢で臨むかは、IDAが確実に貧困削減への投資を行うために影響力が非常に大きいと思います。日本は残高ベースでは米国に次ぐ世界第一位の貢献国であり、今回の第十七次增资会合における貢献額も英米に次ぐ第三位の貢献を約束しています。その中身を見ますと、総額五千二十四億円の新たな貢献額のうち、JICAの円借款による融資が千九百四億円と、三八%に当たります。

質問に移りますが、この厳しい財政事情の中で、貢献シェア一〇%を維持するためにはやむを得ない選択だつたとは思います。英国も融資を始めるなど、融資割合が世界的にも増えていくのではないかと推測しますが、世界的な動向を財務省はどういうふうに把握していますでしょうか。

○政府参考人（山崎達雄君） 今回、IDAへの融資貢献を行いますのは、日本の方に、イギリス、フランス、中国、サウジアラビアの五か国の見込みでございます。

それで、今回のIDA十七次増資においては、ドナーからの貢献総額のうち融資が約一ー%と、大半が依然として出資でございますけれども、今後につきましてはIDAの、一つとして先ほど御指摘のあったとおり、一七%はグランツ部分でござりますので、融資を全て原資とするというわけにはいかないわけでございますので、したがつて、IDAが今後どのような形態の援助をしていくかということに今後の融資が増えていくかどうかというのは依存するということで、今の時点で一概に申し上げることはできないんじゃないかなと思っています。

問をさせていただきたいというふうに思います。

赤道直下の国に赤道ギニアという国があります。これはよく資源の呪いといふ、リソースカースという、最近よくこれも出てくる言葉なんですね。

けれども、そのときの典型として捉えられる国です。この国は石油が結構出ます。人口は七十万人

だそうです。GDPは、これデータ、いろんなところのネットなんかをめぐってみますと数字がちょっとばらつくんですが、三万五千ドルぐらい

ですね。日本とほぼ同じぐらいです。ところが、人口の四分の三ぐらいは、一日当たりの生活費が二ドル以下というとんでもない極貧の状態に置かれています。お金はたくさんあるんだけど、それが地域の中に下りていかないという、いわゆる資源の呪いというやつの典型的な話ですね。

もう一つ、似たような話で、オランダ病、ダッチデイジーズというのがありますけれども、あれ

は北海の方でやっぱり油田が出て、その石油の収入がたくさん入つてることによってオランダの通貨の価値がどんどんと上がつてしまつて、輸出産業、特に一次産業の部分が次々に衰退するとい

う、回り回つてオランダの経済がおかしくなつていくということでダッチデイジーズという、これ

イギリスが付けた名前らしいんですけどね。

ただ、同じ北海の油田でも、ノルウェーはいっぱいお金もらつて、取つて、それを今基金という形にしていろんな社会保障とかなんかにも使えるということでしっかりやつてている国ももちろんあります。

で、言いたいのは、アフリカは、後でちょっとお話ししますけれども、赤道直下の辺りではナイジェリアがかなりもう産出国になつていています。が、実はここに来てかなりやっぱり石油があるところが分かってきている。どれだけあるかといふのはまだ分からんですが、これからいろいろなことを調査していきたいんですけど、何せコンゴなんかはあいう状況ですからなかなか調査したくてもできないという嫌みがあるんですね。けれども、相当やっぱり新しい技術を提供すれば

デボジットというか、要するにかなり出てくるだ

ろうと、これが出てきたときにその地域の中でどうやって使うかということで、だから、他方で金はあるわけです。金はあるんだけれども、それが

けれども、そのときの典型的として捉えられる国です。この国は石油が結構出ます。人口は七十万人

だそうです。GDPは、これデータ、いろんなところのネットなんかをめぐってみますと数字がちょっとばらつくんですが、三万五千ドルぐらいですね。日本とほぼ同じぐらいです。ところが、人口の四分の三ぐらいは、一日当たりの生活費が二ドル以下というとんでもない極貧の状態に置かれています。お金はたくさんあるんだけど、それが地域の中に下りていかないという、いわゆる資源の呪いというやつの典型的な話ですね。

もう一つ、似たような話で、オランダ病、ダッチデイジーズというのがありますけれども、あれ

は北海の方でやっぱり油田が出て、その石油の収入がたくさん入つてることによってオランダの通貨の価値がどんどんと上がつてしまつて、輸出産業、特に一次産業の部分が次々に衰退するとい

う、回り回つてオランダの経済がおかしくなつていくということでダッチデイジーズという、これ

イギリスが付けた名前らしいんですけどね。

ただ、同じ北海の油田でも、ノルウェーはいつ

かお金もらつて、取つて、それを今基金という形にしていろんな社会保障とかなんかにも使える

ということでしっかりやつてている国ももちろんあります。

で、言いたいのは、アフリカは、後でちょっとお話ししますけれども、赤道直下の辺りではナイジェリアがかなりもう産出国になつていています。が、実はここに来てかなりやっぱり石油があるところが分かってきている。どれだけあるかといふのはまだ分からんですが、これからいろいろなことを調査していきたいんですけど、何せコンゴなんかはあいう状況ですからなかなか調査したくてもできないという嫌みがあるんですね。けれども、相当やっぱり新しい技術を提供すれば

いろいろ人を教育しているので、少なくとも国を

といつてインフラ造つたって、それを運転する人がいない、壊れたらメンテナンスができない、そ

ういったところをきちんと教育していく、支援し

地域の住民に落ちていかない。

こういう状況の中、IDAというか世銀の在

り方というのはどういうふうなことになるのかと

いう、漠然とした質問になりますけれども、麻生

大臣にちょっとお伺いをしていきたいと思いま

す。

○國務大臣(麻生太郎君) 今いただきたい資料は、

これは多分サブサハラの地図などを主に集めてお

られるんですけど、このほかにも、アフリカ五十三

か国全体でありますと、このほかにもアルジェリ

アとかリビアとかエジプトなんかも石油というか

油の生産量の多いところに入つてくるんだと存じ

ますが、いずれにしても、こういった国々におい

て、先ほどの川田先生の御質問の中にもありまし

たけれども、これ、なかなか国自体が統一されて

きちゃんと運営されているわけではないというこ

ろが最も難しいところです。

だから、やっぱりこういう中で援助の在り方と

いたときに、援助に依存をするという結果的に

国家をつくつてしまつてあるという面は、これは

昔からODA関係の中でいろいろあるんですけど、

特に国家の歳入のときに税金を取るという仕組み

をやっぱり地道ながらでもつくつていくとい

ういうのはどういうふうなことになるのかと

いうことは今IDAにも我々として積極的に言つ

ているところなので、少しずつではありますけ

ど、そちらの方向が結果として、結果を出してき

ていますものですから、平野先生おっしゃるよう

に、これはなかなか簡単にはいかぬ話だと思いま

すけれども、時間を持掛けて、日本方式というべき

ほどのものかどうかは別にして、人を育てない

と、組織をつくるないと、システムをつくるないと、これは金だけあつてもなかなか国としては富

まないと思います。

○平野達男君 一つの、この問題の切り口として

いろんな問題があると思いますけど、やっぱり税

金、財政金融委員会ですから、税、課税といつこ

とをちょっと取り上げてみたいと思うんですけれ

ども。

てどんどん投資していつてくれるし、それからどんどんどんどん奥深いところにも入ってきて、そんな立派な道路じゃないけれども道路を造ってくれるし、井戸も掘ってくれるし、というような評価もあつたりして、世銀全体の、何というんですか、在り方みたいなものもやっぱり問われているのかなという感じがしまして、ちょっと今日は税金ということだつたんですけど、麻生大臣、何かコメントがあれば最後お聞きして終わらたいと思います。コメントをいただいて終わりにいたします。

○平野達男君 課税が国を救うなんというよな、こういうタイトルでやつてみたらいいんじやます。

○國務大臣(麻生太郎君) これは、いわゆる租税による政府というもの、歳入を天然資源からの上がりじやなくて租税からの歳入によって国家をどういう、システムをつくり上げるというお話を基本なんだと思いますし、我々先進国というのは皆それでやつてあるんですが、それをやります人材がない、意識がまず全くな、それから当然システムはもちろんありませんので、そういったところが指摘をされておるんですが、私どもわんわんわん昨年辺りから特に言つたせいかこれア、リベリア、ナイジェリア等々、そのほかにもモンゴルとかパプアニューギニアとか、今言われたベトナムとか東ティモールとかいうような国々でこの課税のシステムというの強化をやろうと。勉強というか、課税というものが、まず課税の説明からしなくちやいかぬところが面倒くさいんですけど、そういうことをやつていこうということで、今人を呼んだりして研修などを通じて徴税機能というものを勉強し、それを、徴税をゼロから教えて、勘定から何から全部やらせるというところの、ゼロから今教える、スタートからやらなきゃ駄目ということで、これは日本の案が通つてかなりその方向で事は、少しずつではありますけれども、動き出しつつあると思つております。

ないかと思います。

終わります。

○委員長(塚田一郎君) 他に御発言もないようですか、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田一郎君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、尾立君から発言を求められておりますので、これを許します。尾立源幸君。

○尾立源幸君 私は、ただいま可決されました関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主

正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の待遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

案文を朗読いたします。

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災地域の物流・貿易の円滑化・活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施してきた。近

年、経済・社会のグローバル化・ボーダレス化の進展を背景として、セキュリティ確保と両立させながら、我が国企業の国際競争力の強化や輸出入者の利便性の向上に資する通関手続の迅速化に努めること。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点

から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みを阻止する水際において国民の安心・

安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税

関職員の待遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

案文を朗読いたします。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

○委員長(塚田一郎君) ただいま尾立君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田一郎君) 多数と認めます。よつて、尾立君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、麻生財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。麻生財務大臣。

○國務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といつましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(塚田一郎君) 次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田一郎君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

この際、尾立君から発言を求められておりますので、これを許します。尾立源幸君。

○尾立源幸君 私は、ただいま可決されました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党、日本維新の会及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を朗読いたします。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たつては、我が国のがんしい財政状況を踏まえ、出資のみならず融資による資金拠出を組み合わせるとともに、国際機関の活動並びに我が国貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開の充実に努めること。また、融資を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう配慮し、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事業の成果について十分な検証を行い、必要な見直しを行うこと。

一 政府は、日本人の国際貢献機会を拡大する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、民間企業からの出向機会の拡大、弁護士等法曹有資格者などの専門職及び社会科学のみならず自然科学を含めた修士、博士課程修了者の具体的なポスト獲得のための働きかけを行うとともに、主要出資国にふさわしい権威的なポスト獲得に尽力すること。また、国家として人材の確保、後進指導に努め、日本

国内における人材育成を活性化させる方策を
講じること。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○委員長(塚田一郎君)　ただいま尾立君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田一郎君)　全会一致と認めます。
よつて、尾立君提出の附帯決議案は全会一致を
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。ただいまの決議に対し、麻生財務大臣から発言
を求められておりますので、この際、これを許し
ます。麻生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君)　ただいま御決議のあり
ました事項につきましては、政府といたしまして
も御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じま
す。

○委員長(塚田一郎君)　なお、両案の審査報告書
の作成につきましては、これを委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田一郎君)　御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

平成二十六年四月十七日印刷

平成二十六年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K